



綾川町教育大綱

基本理念

綾川町では、『教育の町宣言』を行い、『綾川町教育憲章』を定め、幼児教育、学校教育、社会教育の連携を図りながら、すべての町民が参加でき、学ぶことができる環境整備を進めてきました。「町づくりの源は人づくりにある」という宣言の精神は、いかに時代が変わろうとも変化するものではありません。

『綾川町教育大綱』を策定するにあたり、教育の町宣言の精神に立ち返り、人が育ち人が輝く町をめざして取り組みます。美しい自然と歴史にはぐくまれた綾川町の町民であることに、誇りと喜びをもち、明るく豊かで、活気あふれる町づくりをみんなの力で進めます。

令和6年3月

綾川町

策定にあたって

平成 27 年 4 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、その中の、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針「国の教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この綾川町教育大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定したものです。

綾川町では、今後本大綱に沿った具体的な施策を実施していく予定です。また、本大綱は、おおむね 4 年間程度を対象期間とし、見直し等が必要な場合は、その都度協議を行ってまいります。

町民のみなさまにおかれましても、本大綱の趣旨をご理解いただき、綾川町が豊かな地域社会として一層発展していくことができますよう、ご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

綾川町長 **前田武俊**

わたしらしさが輝く人づくり

夢をもち、困難を克服しながら未来を拓く人

自己実現に向け、常に学び続ける人

多様性を尊重し、ともに生きる人

教育施策の2本の柱

幼児教育・学校教育

一人ひとりを大切にしたい、信頼され魅力あふれる園・学校づくりの推進

- 幼児教育共通プランや一貫性教育をもとに園・小・中の学びの連続性を重視した連携の強化を図ります
- いきいき（確かな学力）
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の視点に立ち、学力の向上を促します
- のびのび（豊かな心）
他人を思いやる心や自尊感情を育てる活動を推進し、自治力・自浄力を高めます
- すくすく（健やかな体）
健全な心身の育成と基本的な生活習慣の確立を図ります

社会教育・家庭教育

生涯にわたり学び続け、ふるさとを愛し、地域に貢献する人材育成の推進

- 地域の自然環境や歴史・文化芸術に身近にふれることができる環境づくりを進めます
- 住民のニーズに対応できる生涯学習施策を充実します
- 家庭教育充実のため、園・学校等と連携した支援を行います
- 青少年の健全育成のための社会環境づくりを進めます
- 地域づくり、健康づくりをめざした地域活動、スポーツ活動を推進します

学校（園）・家庭・地域で子どもたちを見守り育てます

綾川町教育憲章

わたしたち綾川町民は教育を尊重し、

- 一、 夢をもち、粘り強く学習や運動に励みます。
- 一、 思いやりや感謝の心をもち、家族や友だちを大切にします。
- 一、 自分の行動に責任をもち、社会のきまりやマナーを守ります。
- 一、 奉仕の心をもち、社会の一員として役割を果たします。
- 一、 豊かな自然や伝統を大切にし、郷土の繁栄に尽くします。